

明清以来、江南市鎮の共同墓地・義塚：上海付近市鎮志の義塚を中心として

川勝， 守
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/25772>

出版情報：九州大学東洋史論集．24， pp.75-107， 1996-01-25．九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：



明清以来、江南市鎮の共同墓地・義塚

—上海付近市鎮志の義塚を中心として—

川 勝 守

はじめに

筆者は先に一九九〇年三月、本誌『九州大学東洋史論集』第十八号に「東アジア世界における火葬法の文化史―三―一四世紀について―」を掲載し、人間の死体処理をめぐって仏教思想と儒教思想ないし中国伝統思想との対立拮抗關係を考察し、中国にあつても唐宋時代の前後に火葬が流行し、その禁止抑制が明太祖によつて図られたことをみた。これにより、実は明代以前においては儒教は絶対的存在ではなく、中国社会の普通の人、下層民衆に対する影響力は弱かったことが窺えよう。以上の点から中国人の葬送儀礼と言へば、儒式であり、その埋葬方法は土葬であるという一般的常識は修正する必要がある。ただし前稿の考察は明初太祖時代以前で終わつていた。明清時代の葬送儀礼、埋葬方法の検討は今後に残されていた。本稿は上海付近の市鎮志に記載された義塚の検討を通じて、明清以来、江南市鎮の墓地問題、特に共同墓地の在り方を描写しようとするものである。なお、地域としては上海付近のみを取り上げるが、その他の蘇州や南京、湖州・杭州、紹興・寧波等地方の考察は引き続き行う事としたい。

本稿作成の意図は如上のごとく火葬問題を中国文化史上の重要課題とした前稿に続くものではあるが、本稿の考察対象地域を江南市鎮としたことによつて、中国近世における都市問題の一としての墓地問題という新課題となつた。一事例を挙げれば、江蘇、松江府青浦県の清、嘉慶二〇年修『珠里小志』卷十七雜記に、

泰安橋外、今謂之外廊棚。康熙初荒塚累累、人煙疏落、月落昏黃、時聞鬼吟狐嘯、行人畏之。百余年来、生齒日繁、屠

門魚肆、花舖牙行、開設已偏。里中市集于此為盛、以致一塵之地、實必數金幾幾乎。有人滿之患焉。

これは松江府青浦縣珠街鎮の泰安橋の外が、外廊棚と呼ばれる繁華な地区となっているが、一七世紀後半の康熙初で荒塚が累々、人家も疎ら、怨寂しい処で、時に鬼が吟詠し狐が嘯く状態で通行人を畏れさせた。それから百年、一八世紀後半には人家も増大し、肉屋魚屋、花屋の店や問屋が開業し、里中の市集はここが最も盛んとなった。一店の地の借り賃は数金という。この事例は一七、八世紀の江南市鎮において市街化が進む状況を示すが、かつては荒塚で人魂（鬼）が飛び、狐が嘯いたような墓地用地が商店街をつくる繁華な盛場になったという。ただし江南市鎮の発展は一六・七世紀に一つの画期をなす。そこに江南市鎮の都市問題の二に墓地問題が起ころのであった。

本稿は史料として『中国地方志集成』郷鎮志專輯①④の上海付近郷鎮史料を使用するが、(1)冊十二種、(2)冊十種、(3)冊十三種、(4)冊十二種、計四十七種の郷鎮志である。従来日本で利用できたのは十数種であったので大幅に郷鎮・市鎮史料が増加した。

本稿が上海付近を分析の対象とした理由は次の三点である。第一点は、上海市、即ち明清時代の松江府は、西嶋定生教授の指摘のごとく、元明以来、中国初期棉業が發展し、澱山湖開發とも呼ぶべき地域開發があった⁽¹⁾。また、Mark Elvin教授はこの地域の市鎮の数量的發展と水利網の相関を考察した⁽²⁾。以上から地域的經濟開發、上海の都市化に伴う都市問題として墓地問題が重要になる。その第二点目は上海は南京条約により開港した中国第一の近代都市である。本稿は上海付近の市鎮を検討するが、その周辺市鎮の發展は上海の發展と密接に關係する位置にある。従って、上海付近市鎮の墓地問題は大都市上海の墓地問題でもある。第三点目は第二点と関わるが、一九世紀以来の上海は外国文化の波が来襲する地点であり、伝統的葬法や墓地の在り方が外来外国文化にいかに影響を受けるか、逆に伝統文化がいかに維持護持されるか、さまざまな複雑な諸問題が惹起された。

なお、江南市鎮の墓地問題の検討は次に蘇州付近、杭州付近と展開する予定である。

【一】 明清時代、上海付近江南市鎮の葬送儀礼

康熙一十七年修、咸豐六年增修『紫隄村志』卷四、墳墓、附、義塚に、明清時代江南社会の義塚は、明太祖が洪武年間に建

立した郷属壇の遺意であるとする見解が載る。

明洪武十五年、建郷属壇、每里一所。今之義塚、即其遺意。以埋路斃乞丐、無屍親取瘞者、每年当境城隍土地神於清明・中元・十月初節、彷彿城中三巡会、儀至壇、散給飯食冥鑑、以賑無祀鬼魂。

路上に斃れた屍体を義塚に收容し、祀る人の居ない鬼魂、仏教流に言えば無縁仏であるが、これを当地の城隍・土地神に合祀する。まさに郷属壇の遺意である。春の清明節、秋の中元、冬の十月初節に定期的に追悼祭を行う。義塚が明初の郷属壇の遺意であるとする指摘は、義塚の設置が明太祖の政策意図に基づくものであることを示す。すなわち、「驅逐胡虜、恢復中華」をスローガンにして元朝を倒し、明王朝を樹立した朱元璋、明太祖は礼制の復古、中華伝統の回復のために宋以後の義塚・漏沢園の設立と火化・火葬の禁止といった、社会文化政策を強力に進めた。『明太祖実録』洪武三年（一三七〇）六月辛巳に天下郡県に義塚を設けることと、浙西等処に火葬水葬を禁止することがセツトで勅令となった。なお、その政策は洪武初年の明朝礼制の政策献策者の一人朱子学者陶安等浙東地主の思惑でもあった。では、明太祖や朱子学者・浙東地主らの狙いは成功したであろうか。まず、明清時代の市鎮志・風俗の記事から、上海付近を中心とした江南市鎮の葬送儀礼の情況を確認してみよう。

A I 民国一一年修『法華郷志』卷二、風俗、

喪慶事、狃於積習支庇之繁、每因脱節遭譴有力者、亦常秘而不举寿者、輒託辞遠避、出殯恒於深夜、俗号偷喪、非不欲尽礼実勢不得行也。近則刪繁就簡、無論喪慶、已一洗從前惡習矣。

購地營葬、土著者尚易集事、若客郷来葬者、把持地段、争昂其值。間有老嫗寡婦、不能做工者、環索照派、或越境奪工、動輒毆打。此種惡習、各処皆然、卒難禁革。《注 諺云郷下人打官司、上海人做風水、均為受累。》

B I 清、康熙一七年修、咸豐六年增修『紫隄村志』卷二、風俗、

郷俗於喪葬之具苟簡、而郷隣親族飲饌之費、及积道経饑、往往浮於正項、亦可謂不知本矣。更可異者、嘉邑界富家新喪、每殺猪宰羊以延客、不知喪葬乃凶礼、豈容如是。鄙意親友即有以腥礼弔祭、止宜陳於靈前礼畢、即反之、而以素饌留飯、如村南郷俗、庶不失居喪之礼。

C I 清、宣統元年修『七宝鎮小志』卷一、風俗、

俗遇祭祀、率從苟簡、而於凶事、輒多繁費、入斂必用鼓吹炮手、僧道出殯、及葬亦如之。死後逢七日、及回殃、則富家建置道場。葬事亦然。所以余費、浮於正費。惟在有識君子、有以漸返之耳。

D I 清·封作梅補輯『張沢志』卷十一、襍類志、風俗、

有喪事、尚仏道、用声乐。始死拑哀偕、洗尸身後、即于正宇、布設靈堂、軀尸入堂、訃告親朋。越日殯設、魂帛銘旌、柩期成服。延僧道諷經、超度屆期迎熬、七日設奠、親友集弔、至七七日而止。既葬而入主位於家祠《注、無專祠人家、設家堂於正宇上方》。拑葬前夕、有題主儀式、繁簡不一。

E I 清刊『江東志』卷四、義者、

收埋屍棺 凌瞿庠 顧鑰 戴弘基 黃天申 黃宏声 黃崙堯 張魯

H I 清、光緒一七年修『楓涇小志』卷一、區域志、風俗、

死者或訃不訃、以親疎別之、戚友以布縫之、曰上裏《古有裏事之文、故云》。唁者用香楮等物、有用酒肴用羊豕者、喪礼有方道《即古方相》。銘旌《古云旗、今称旌》。挽章《如祭文聯額是也》。題主猶行古之道也。初喪延僧尼誦經、曰伴靈。繼延僧道作仏事、或二三日、或至終七者、曰伴靈經。柩多浮厝、即紳富家亦不遽葬。《一惑於風水、一以邨人阻葬。今稟梟禁止、其風稍息》

J I 清、乾隆間纂、道光一一年統纂『金沢小志』卷一、風俗、

親喪悉遵文公家礼。雖厚薄称家而衣食含斂、人子務自尽焉。始死、披髮徒跣、赴聞親友、三日乃成服。設靈座樹明旌、朝夕哭奠如礼。中外戚属、以棉布冥資、行縫礼《俗云上裏》。葬時、具槨果冥資、或賻儀奠拜。其遠方聞赴遲者、則於期年內清明·中元·十月朔三節臨唁。題主祀土、必藉尊頭齒德者、重其事也。

K I 清、嘉慶二〇年修『珠里小志』卷三、風俗、

喪礼、人死、取淨水拭身、焚衣服、用道士批書斜貼于戶、戶外焚楮幣、設碗水、水中投以錢。陳屍于堂、祖父母·父母居中、同輩卑幼則左右之、視含《用茶葉銀器》。

主人宿孝幃、謂之伴靈。斂有大小、用单日將斂、陳尸于棺蓋。衆人鼓吹俗、謂之待蓋。既斂而祭、謂之堂祭。親戚偏拜、謂之送入。斂三朝成服、設主、梟名旌、又謂之旌上。門麻糊、扁額聯對、設祭。七日、謂之頭七。富家延道士礼懺。煞

期、貧富皆延道士誦經、謂之接煞。後逢七則延僧做仏事。至四十九日、謂之斷七、亦謂之終七《七七之說、始于釈氏、見魏書胡國珍伝》。又延道士礼懺、貧者唯五七誦經。晚做法事、名目不一、僧惟焰口、道惟煉度、為重。後一日、主人出謝弔者、謂之謝孝。剃頭脫麻、始居于内、与人書札、称制某。遇慶賀事、簡帖中書從吉二字。

富者五七治喪、先期計于親友、屈期用鼓吹・懸燈・掛白、延戚好以款客、名曰支賓。貧者日領弔。蓋藉友朋之賻、以供喪費也。兩匝月、謂六十日祭。百日亦設祭。大祥小祥、皆曰週年。富者亦誦經。二十七月、服除。

里中喪礼、存礼之意者三、失礼之意者七。誦經礼懺、昔賢論之詳矣。然悖於礼、亦無害于情。治喪雖多繁費、然不欲儉其親、猶是仁人孝子之意也。唯陳尸待蓋、哀痛之中、鼓吹喧闐、甚非所宜。吳中近有所謂鬧靈者、斂初畢、招致清音、低声高唱、殊駭聽聞《即吕坤四礼疑所謂作樂鬧喪》。吾鄉幸無此也。喪服之式、散見会典中。里中尚用三梁冠。一梁冠是謂生今反古、亟宜釐正名旌。自庶人及士人之妻母、皆称孺人。孺人七品封典称之則疑于僭、当從朱文端公軾所定碩人為安。

葬礼、古有期日。今俟之喪畢、或有遲之十年・数十年者、風水之說誤之也。營葬之日先期速客、鼓樂懸燈、弔客至、以鼓伝之。請鄉先生有德行者、題木主。然後筭引親戚・姻婭・僚友、俱会葬及墓、挾賓客一人、祀土地之神。既窆埋綬位于壙中、有誌銘埋于壙前。送者偏拜辞而帰、三日至墳設祭、謂之覆墳。栽松柏、結籬笆、清明祭掃、謂之上墳。

葬礼、節目大制、不離乎朱子家礼。造壙有用五復五圈者、亦用三復三圈者、有圈用明版者、或用石、或用窰磚如榔。亦称家貧富寒素、有白雲葬法、掘窰下棺、即以灰沙填実、俗謂之鴨蜚葬。富家治葬不能行家礼者、斧鋸雲翬、方相靈車、功布諸事。至明器皆不用、壙中皆実灰沙、或有不計親友者、謂之偷喪出。

L I 清、光緒元年修『盤龍鎮志』不分卷、風俗、

鄉間凶礼、亦多繁費。入殯必延僧道。出殯亦如之。死後逢七日、富者建置道場、七七日始畢。揆諸儒家、不作仏事之礼殊屬相左。甚或焚化紙錠外、紮造房庫、并縐緞衣褥付之。一炬殄天物、名為資。送死者、実千冥譴。更有惑於風水、致久停不葬、尤為忍心、害理也。

M I 清、宣統二年『蒸里志略』卷二、疆域下、風俗、

祭祀或從簡、而凶事率從習俗。如入殯停柩、必以僧道、祝告靈前、出殯及葬亦如之。死後逢七日建道場、三年內逢清明・

夏至・七月望・十月朔・冬至・周年、率延僧道、誦經禮懺。初死、未殯夜、延女尼誦經、謂之伴靈。更有身無疾病、亦延僧誦經懺、謂之寿生經。僧人又增名色、隨時誦經、謂之經會。村嫗信從出錢、趨之若鶩。

NI 清原纂、民國七年鉛印『草練小志』卷三、

祭祀率從省儉、而凶事從俗繁費。入殯必以僧、停柩必以道士、靈前出告。出殯及葬亦如之。死後逢七日建道場、七七日始畢。至士大夫家葬事一聽地師、或積數十年不葬、皆風俗之敝也。

OI(1) 明・殷聘尹纂『外岡志』(《上海史料叢編》)卷一、風俗、

喪葬冠婚、富者竭力以侈觀、貧者至棄產稱貸、以飾世俗之耳目。相習成風、莫可移易。

OI(2) 清、錢肇然纂『統外岡志』卷一、風俗、

喪礼不如古者、不能不作仵事、不能不用鼓樂。然附身附棺、称家有無、衰麻哭泣、情所自尽。亡過二三日、称为入殯。族党親戚朋友隣里、相率拜奠、名曰辭靈。稍有門牆者、總以五七為受弔之期。若夫殯日治喪、偏計貴要、懸鐙幕白、佗鼓打点、此種富豪習氣、我鎮無聞。

葬礼俗信風水之說、殯日又多拘忌。每見停厝年久。或爭此地不吉。或爭此日不佳。弟兄叔姪往往攔阻。故有累世淺土者、亦有累喪并出者。甚至乘夜而行、名曰偷葬。可恨可歎。

SI 清、嘉慶二年修『馬陸里志』卷七、襍類志、風俗、

喪葬之礼、必延僧道。止取外儀裝潢、久掩親柩不葬、安得有志者、守礼以挽之。

UI 民国元年修『錢門塘鄉志』卷一鄉域志、風俗、

喪葬未盡令礼。然附身附棺、称家有無、衰麻哭泣、情所自尽。雖在細民、匍匐相救、三日大殯、族党戚友、相率奠拜、名曰弔孝。有力者復殯日治喪、赴告。戶無大小、必延僧道諷經。其殯与葬也、必相風水、欲除種々迷信、非普及教育不為功。

WI 清、光緒一五年修『羅店鎮志』卷一、疆里志上、風俗、

喪葬之礼、人始死、則以單紙遍佗親戚、謂之報喪。來唁者、謂之探喪。殯時來拜者、謂之送人。殯三日、大殯、來拜者、謂之拜材。遠者七内皆可往弔。惟五七最重。按嘉定有煞神、而宝山独無俗。佗為宋太祖所食、此荒誕不經之語。無論貧

富、必延僧道、作仏事、謂之做功德。始死曰煖材、既葬曰慰喪。富家逢三七五七終七、則做功德。力薄者、則做五七不
等。七終則主人墨衰拌於弔者之門、謂之謝孝。七中出材曰乘凶、或宿喪夜出曰倫喪。世俗惑於堪輿之說、多所顧忌。甚
有停柩在家、歷久不葬者。若後復有喪、則累喪并出、謂之熱拖冷。鄉村殷戸有凶事、則於五七備弁酒肴、以酬弔者。或
其人遠隔一二十里、則挾其村之素所戚好者、奉為居停、主人送至其家、就近宴飲、謂之邀酒。

X I 清、光緒一四年修『月浦志』卷九、風俗志、

喪礼、附身附棺、称家有無、惟用僧道、十室而九、禳殃然焚紙庫。每七日設祭誦經、繁費不支。或至渴葬、更有血湖・
受生・寄庫種種名目、荒誕不經、謂之功德。或遇信風水、停棺不舉。惟知礼者、葬如期。

Z I (1) 清、康熙六一年修『淞南志』卷二、風俗、

鄉俗、每事苟簡。独於婚喪、鄉隣親族男女老少、群然畢集。飲食之費、往往浮於正項數倍。更可異者、編氓之家、娶親
送葬、輒用金鼓銃炮、恬不為怪。此亦習俗相沿然也

上海付近鄉鎮志四十七種中、喪葬儀礼に見るべき記事のあるのは約三十種であるが、一般的に中国人の葬送儀礼を規定し
た文公家礼に言及しているのは、J・金沢小志、K・珠里小志の二事例のみである。金沢小志が「親喪は悉く文公家礼に遵
る」と改めて記述するのはもはや一般的には文公家礼が行われていないことを反映しているかにもみえる。靈座を設けて明
旌を樹て、朝夕哭奠すること礼の如しといつても、中外の親戚は綿布を以て冥資として襖礼を行うことや、清明・中元・十
月朔の三節の祭祀も道教的民間習俗である。珠里小志においても、道士の批書を斜めに戸板に貼つたり、戸外で楮錢すなわ
ち紙錢を焚いたり、碗水に投錢したり、そして伴靈・待蓋・堂祭・送入とあり、さらに七日から七七日の供養に至る仏事が
続く。珠里小志には里中の喪礼、礼の伝統の意を存したものの三割、礼の意義を失つたものの七割というごとく、金沢鎮、珠街
鎮ともに現行の葬送儀礼は文公家礼に記載している通りとはいかないようになっている。内容変化の第一は、最後のZ、淞
南志に言う通り、婚禮葬儀とも、郷隣・親族の男女老少が群集し、その飲食の費用は莫大となる。また、葬送儀礼は静肅し
めやかに行われるべきところ、金鼓や爆竹を打ち鳴らし大騒ぎするという。葬儀に大勢群集し、生きている者の飲食費用が
本来死者のための費用（正項）に数倍となるという指摘は、Zの他、B・Cにもみられる。喪葬儀礼は大率苟簡、簡略化さ
れたという記事はA・B・C・K・M・N・O・U・Zにある。Bには「喪葬之具苟簡」とあり、Kには「明器は用いず、

墳中に灰沙を実す」といい、中国葬送儀礼の一大特色たる殯（もがり）もこれを行わず、棺柩を開けて親の顔を見ることもしなくなつたという。出殯を深夜に行い（A）、入殯に鼓吹炮手を依頼して音楽を奏したり（C・K・O）は喪葬儀礼が凶礼・凶事であることを忘れたかの騒ぎをする。また、K珠里小志には既に明代後期に呂坤が「四礼疑」において華北の冠婚葬祭の礼の伝統の崩壊を指摘しそこに「作樂鬧喪」を挙げている。蘇州地方の呉中では「鬧靈」とよび、清音を出し低声高唱、魂よせを行うものがある。上海付近は幸いにこれはないが、弊風である。

しかし、多くの郷鎮志がこの点こそ由々しき問題、悪風俗であると非難するのは、喪葬儀礼に仏教の僧侶、道教の道士が関わることであり、しかも費用がかかる。Bには「釈道経懺」が郷隣親族飲饌之費とともに往々正項に浮くという。釈道経懺とは仏僧に誦経、道教道士に礼懺・懺法³を依頼することである。C以下の各条を詳細にみよう。

C、七宝鎮小志では仏僧・道士は出殯、及び葬儀に際し、次に死後七日ごと、死者から災厄が出る殃日に誦経、懺法が依頼される。富家は仏道の専門道場を建造する。

D、張沢志では喪事には仏道を尚び、声楽を用う。死後、尸体を浄めて、正堂に靈堂を設け、殯に入るが、僧道を延いて誦経を行い、度を超え期日に至り迎熱をする。七日ごとに積奠してお供えを上げ七七、四十九日でする。

H、楓涇小志では初喪に僧尼を招いて誦経を頼むことを伴霊といい、繼いで僧道を延いて仏事を行い、二、三日、或は七日に至る、これを伴霊経という。

K、珠里小志では七日を頭七といい、富家は道士を延いて礼懺を行う。煞期には貧富ともども道士を延いて誦経を頼む。

後の七日から七七、四十九日は僧侶を延いて仏事を行う。なお、この間でも道士を延いて礼懺を依頼したが、貧者は五七、三十五日に道士に誦経を頼んだ。名目は仏道で異なり、仏教僧侶は焰口⁴⁵⁶⁷⁸⁹¹⁰¹¹¹²¹³¹⁴¹⁵¹⁶¹⁷¹⁸¹⁹²⁰²¹²²²³²⁴²⁵²⁶²⁷²⁸²⁹³⁰³¹³²³³³⁴³⁵³⁶³⁷³⁸³⁹⁴⁰⁴¹⁴²⁴³⁴⁴⁴⁵⁴⁶⁴⁷⁴⁸⁴⁹⁵⁰⁵¹⁵²⁵³⁵⁴⁵⁵⁵⁶⁵⁷⁵⁸⁵⁹⁶⁰⁶¹⁶²⁶³⁶⁴⁶⁵⁶⁶⁶⁷⁶⁸⁶⁹⁷⁰⁷¹⁷²⁷³⁷⁴⁷⁵⁷⁶⁷⁷⁷⁸⁷⁹⁸⁰⁸¹⁸²⁸³⁸⁴⁸⁵⁸⁶⁸⁷⁸⁸⁸⁹⁹⁰⁹¹⁹²⁹³⁹⁴⁹⁵⁹⁶⁹⁷⁹⁸⁹⁹¹⁰⁰¹⁰¹¹⁰²¹⁰³¹⁰⁴¹⁰⁵¹⁰⁶¹⁰⁷¹⁰⁸¹⁰⁹¹¹⁰¹¹¹¹¹²¹¹³¹¹⁴¹¹⁵¹¹⁶¹¹⁷¹¹⁸¹¹⁹¹²⁰¹²¹¹²²¹²³¹²⁴¹²⁵¹²⁶¹²⁷¹²⁸¹²⁹¹³⁰¹³¹¹³²¹³³¹³⁴¹³⁵¹³⁶¹³⁷¹³⁸¹³⁹¹⁴⁰¹⁴¹¹⁴²¹⁴³¹⁴⁴¹⁴⁵¹⁴⁶¹⁴⁷¹⁴⁸¹⁴⁹¹⁵⁰¹⁵¹¹⁵²¹⁵³¹⁵⁴¹⁵⁵¹⁵⁶¹⁵⁷¹⁵⁸¹⁵⁹¹⁶⁰¹⁶¹¹⁶²¹⁶³¹⁶⁴¹⁶⁵¹⁶⁶¹⁶⁷¹⁶⁸¹⁶⁹¹⁷⁰¹⁷¹¹⁷²¹⁷³¹⁷⁴¹⁷⁵¹⁷⁶¹⁷⁷¹⁷⁸¹⁷⁹¹⁸⁰¹⁸¹¹⁸²¹⁸³¹⁸⁴¹⁸⁵¹⁸⁶¹⁸⁷¹⁸⁸¹⁸⁹¹⁹⁰¹⁹¹¹⁹²¹⁹³¹⁹⁴¹⁹⁵¹⁹⁶¹⁹⁷¹⁹⁸¹⁹⁹²⁰⁰²⁰¹²⁰²²⁰³²⁰⁴²⁰⁵²⁰⁶²⁰⁷²⁰⁸²⁰⁹²¹⁰²¹¹²¹²²¹³²¹⁴²¹⁵²¹⁶²¹⁷²¹⁸²¹⁹²²⁰²²¹²²²²²³²²⁴²²⁵²²⁶²²⁷²²⁸²²⁹²³⁰²³¹²³²²³³²³⁴²³⁵²³⁶²³⁷²³⁸²³⁹²⁴⁰²⁴¹²⁴²²⁴³²⁴⁴²⁴⁵²⁴⁶²⁴⁷²⁴⁸²⁴⁹²⁵⁰²⁵¹²⁵²²⁵³²⁵⁴²⁵⁵²⁵⁶²⁵⁷²⁵⁸²⁵⁹²⁶⁰²⁶¹²⁶²²⁶³²⁶⁴²⁶⁵²⁶⁶²⁶⁷²⁶⁸²⁶⁹²⁷⁰²⁷¹²⁷²²⁷³²⁷⁴²⁷⁵²⁷⁶²⁷⁷²⁷⁸²⁷⁹²⁸⁰²⁸¹²⁸²²⁸³²⁸⁴²⁸⁵²⁸⁶²⁸⁷²⁸⁸²⁸⁹²⁹⁰²⁹¹²⁹²²⁹³²⁹⁴²⁹⁵²⁹⁶²⁹⁷²⁹⁸²⁹⁹³⁰⁰³⁰¹³⁰²³⁰³³⁰⁴³⁰⁵³⁰⁶³⁰⁷³⁰⁸³⁰⁹³¹⁰³¹¹³¹²³¹³³¹⁴³¹⁵³¹⁶³¹⁷³¹⁸³¹⁹³²⁰³²¹³²²³²³³²⁴³²⁵³²⁶³²⁷³²⁸³²⁹³³⁰³³¹³³²³³³³³⁴³³⁵³³⁶³³⁷³³⁸³³⁹³⁴⁰³⁴¹³⁴²³⁴³³⁴⁴³⁴⁵³⁴⁶³⁴⁷³⁴⁸³⁴⁹³⁵⁰³⁵¹³⁵²³⁵³³⁵⁴³⁵⁵³⁵⁶³⁵⁷³⁵⁸³⁵⁹³⁶⁰³⁶¹³⁶²³⁶³³⁶⁴³⁶⁵³⁶⁶³⁶⁷³⁶⁸³⁶⁹³⁷⁰³⁷¹³⁷²³⁷³³⁷⁴³⁷⁵³⁷⁶³⁷⁷³⁷⁸³⁷⁹³⁸⁰³⁸¹³⁸²³⁸³³⁸⁴³⁸⁵³⁸⁶³⁸⁷³⁸⁸³⁸⁹³⁹⁰³⁹¹³⁹²³⁹³³⁹⁴³⁹⁵³⁹⁶³⁹⁷³⁹⁸³⁹⁹⁴⁰⁰⁴⁰¹⁴⁰²⁴⁰³⁴⁰⁴⁴⁰⁵⁴⁰⁶⁴⁰⁷⁴⁰⁸⁴⁰⁹⁴¹⁰⁴¹¹⁴¹²⁴¹³⁴¹⁴⁴¹⁵⁴¹⁶⁴¹⁷⁴¹⁸⁴¹⁹⁴²⁰⁴²¹⁴²²⁴²³⁴²⁴⁴²⁵⁴²⁶⁴²⁷⁴²⁸⁴²⁹⁴³⁰⁴³¹⁴³²⁴³³⁴³⁴⁴³⁵⁴³⁶⁴³⁷⁴³⁸⁴³⁹⁴⁴⁰⁴⁴¹⁴⁴²⁴⁴³⁴⁴⁴⁴⁴⁵⁴⁴⁶⁴⁴⁷⁴⁴⁸⁴⁴⁹⁴⁵⁰⁴⁵¹⁴⁵²⁴⁵³⁴⁵⁴⁴⁵⁵⁴⁵⁶⁴⁵⁷⁴⁵⁸⁴⁵⁹⁴⁶⁰⁴⁶¹⁴⁶²⁴⁶³⁴⁶⁴⁴⁶⁵⁴⁶⁶⁴⁶⁷⁴⁶⁸⁴⁶⁹⁴⁷⁰⁴⁷¹⁴⁷²⁴⁷³⁴⁷⁴⁴⁷⁵⁴⁷⁶⁴⁷⁷⁴⁷⁸⁴⁷⁹⁴⁸⁰⁴⁸¹⁴⁸²⁴⁸³⁴⁸⁴⁴⁸⁵⁴⁸⁶⁴⁸⁷⁴⁸⁸⁴⁸⁹⁴⁹⁰⁴⁹¹⁴⁹²⁴⁹³⁴⁹⁴⁴⁹⁵⁴⁹⁶⁴⁹⁷⁴⁹⁸⁴⁹⁹500

し、盤龍鎮志では郷間の凶礼に費用が多くかかると言い、入殯に必ず僧道を延く他、出殯から死後七日ごと七七日まで仏事を行う。富者は道場を建立する。儒者の儒礼と大きくかけ離れている。

M、蒸里志略では入殯に際して僧道に靈前に祝告が行われ、出殯から七日ごとの法会、三年以内の清明・夏至・七月望（中

元)・十月朔・冬至・周年等に僧道を延んで誦經礼懺が依頼される。初め死後に未殯の段階に女尼を延ぶ伴靈(枕經)があり、また、生者が病氣に罹らないように寿生經がある。僧人は色々名目を造つて誦經し、これを經会とよぶ。村嫗は信心深く出錢する。

N、章練小志では祭祀が節約されているのに対し、凶事は費用がかかる。入殯に必ず僧を延き、停柩に道士を頼む。靈前の出告、死後の七日ごとの法会は道場を設ける。

O(2)、続外岡志では喪礼が古の如くでなく、必ず仏事を作し、鼓樂が用いられる。

S、馬陸里志では喪葬之礼に必ず僧道を延くと言う。

U、錢門塘郷志では大殯等喪葬礼に戸の大小無く、必ず僧道を延いて誦經を依頼する。

W、羅店鎮志では殯三日の大殯、七日ごと七七日まで、僧道を延いて仏事を行い、これを做功德(功德をつくる)という。

X、月浦志では喪礼は惟だ僧道を用うという。

以上の諸事例はすべて喪葬礼に仏道二教が関わることを遺憾なこと、批判すべきこととしたものであるが、弊害悪風俗とするもう一種があつた。これも簡条を挙げよう。

H、楓涇小志に、紳富家が遽かに葬しないのは、注によれば一に風水に惑つたという。

K、珠里小志に、葬礼は古は期日が有つたが、今は喪畢つても、その埋葬を十年、数十年と遅らせるのは風水の説に誤つたものという。

L、盤龍鎮志に、風水に惑い、久しく停し葬しないことを致し、尤も忍心、害理と為すという。

N、章練小志に、士大夫の家、葬事は一に地師に聴き、或は数十年を積んでも葬しないといい、風俗の弊だという。この地師は風水師の別名である。

O(2)、続外岡志に、葬礼は俗に風水の説を信じ、日を選び、また忌避の日多く、棺柩を地上に停むこと年久に及ぶ。この地は不吉、この日は佳くない等々もある。

S、馬陸里志に、ただ外儀装演を取り、久しく親柩を掩し不葬という。

U、錢門塘郷志に、その殯と葬や必ず風水をみる。種々の迷信を除くには教育を普及しなければ効果がないとする。

明洪武十五年、令每里建鄉厲壇一所。万曆二十三年、巡按御史甘价、嚴禁火化、每図設義塚一所、樹石刻定地界。嘉定界七所 一在鱗号姚二図、一在文号八図、一在文号九図《嘉慶十二年知県呉桓、

紳士時銘等、捐銀於四鄉分設義園八所。黄渡鎮、在文号九図珠圩、一畝四分五厘》一在文号十一図、一在文号十二図、一在文号十四図、一在麗号南十七図。

青浦界十所 一在三十一保一区正三図、一在一区四図、一在二区一図、一在二区上二図、一在下二図、一在二区四図、一在二区五図、一在三十三保一区三図、一在一区五図、一在四十五保四区北九図。《北九図義塚、県学生沈鴻、捐地十畝、又田四十畝取租完稅。康熙七年、知県魏球詳請旌獎、有碑記》。

この史料は冒頭で明洪武一五年、每里に鄉厲壇を建設したことに言及し、万曆二三年（一五九五）巡按御史甘价が火葬を嚴禁し、每図（里）に義塚を設けた。每図に義塚を設けたという事例は、他にI II 民国九年修『重輯張堰志』卷二、建置志、義建、

義冢 明崇禎二年、郡守方岳貢督邑令鄭友元、每図設義冢、便民瘞埋。

六保一区、十五図、 三畝六分七厘二毫

十六図、 十四畝二分四厘四毫

十七、八図、 一畝二分八厘七毫

十九図、 八分九厘九毫

二十四図、 一畝六分九厘

六保二区、十二図、 二畝九分四厘五毫

十三図、 三畝五分七厘五毫

十四図、 四畝八分六厘七毫

二十図、 六畝四分七厘九毫

二十三、六図、 十一畝五分五厘三毫

二十五図、 四畝一分九厘四毫

二十七図、九畝二分六厘六毫

七保二区二十二図、四畝三分六厘

二十五図、二畝五分六厘七毫

二十七図、五畝二分八厘九毫

二十九図、三畝四分七厘

三十五図、六畝

三十四、六図、九畝三分七厘一毫

三十七図、五畝九分三厘四毫

三十八図、九畝五分 四毫

以上合計、一一一畝一分六厘六毫とある。明末崇禎二年の同じ事例は、G II 民国五年修『朱涇志』卷四、名蹟志、墳墓に、義塚 崇正二年方郡尊岳貢、督令鄭友元設。

三保四区十九図、六畝八分三厘九毫

四保一区十四・五図、七畝九分四厘八毫

二十一図、一畝六分二厘七毫

三区十二図、六分九厘六毫

按周礼春官家人註、冢者封土為坵壠、象冢而為之。故墓之墳者、亦曰冢。今之所謂義冢者、竟作停棺之所、並不掩埋暴露。三二年便不可。問多則仍不免於火化者。甚非設立義冢之道也、全賴仁人君子、隨時曉諭地方、實力奉行、最為善政。ここでも、義塚の設置が火化、火葬の防止であることが知られる。ただ、今の義塚は単に棺柩を停めて置く所で、古のごとき封土を持つ壮大な墓地ではないという。なお、黄渡鎮志に同鎮の義塚が各県に分属していたが、康熙『紫隄村志』卷四、塚墓、附義塚に、

嘉定県義塚之在村志境者

一在金家巷《広六畝》 一在村北官路東 一在陳家角《八分有奇》

上海県義塚之在村志境者

三十保・一図《六分四厘六毫 一在陸家衛後 一在西庫前》二図《三畝六分九厘五毫一在陳思橋西北 一在李香巷後》三図《二畝二分一厘八毫 在石池灣西岸》四図《三畝三分二厘五毫》五図《四分四厘四毫》二十九保・四図《四分六厘六毫》

青浦県義塚之在村志境者

とあつて、紫隄村の義塚も嘉定（蘇州府太倉州）県、及び上海・青浦両県（松江府）に分属していた。この点はZ II (2) 嘉慶一八年修『淞南志』巻四、冢墓に、

義塚 邑志載、塚地九畝、在六保馨字圩。嘉靖中知崑山県楊逢春置。

邑志によれば明、一六世紀中葉の嘉靖中に崑山知県楊逢春が義塚九畝を置いたという。この邑志とは万曆『崑山県志』巻三塚墓に、

義塚九畝、在六保馨字圩、各立墻門一所瓦房五間、守者居之。嘉靖中知県楊逢春置。

とあるのに照応し、万曆崑山県志を指す。因みに淞南鎮は青浦県と嘉定県に両属する。しかし、その義塚は明嘉靖中、崑山県（蘇州府）知県楊逢春が設立したものという。

ここで明末から清末民国期までの義塚設置を物語る史料を挙げよう。

H II 光緒『楓涇小志』巻三、名蹟志、墳墓に、

義塚 一在四中区岡字圩明吳府審理顧備捐田三畝三分四厘。

明上林監丞顧梧芳捐田十一畝。築牆立石、以垂永久。

一在一保十一図始字圩乾隆十七年田爾康捐田一畝四分。

嘉慶二年、張身濤・陳蘭徵等倡拳瘞埋、稟県立案禁止火化、收埋枯骨一千六百余具。刻有瘞埋総録。

嘉慶五年至十六年、張身濤等收埋枯骨一千七百十四具。

十九年、張修榮等收埋一百六十二具。

道光元年、王泰等收埋八百七具、統刻瘞埋総録。

三年、水災、厝棺被流、程応枚捐貲雇人、撈瘞二百九十二具、埋岡字圩。

十九年、主簿李禎暨里人等、瘞関帝廟旁、厝棺一百十三具於結字圩。

二十九年、水災、里人程熙雍捐貲千緡、撈取厝棺、瘞於陶莊千窰兩處。

咸豐十年、粵寇焚掠、居民多赴水死者。里人陳鴻基・張慶溶・程熙雍捐貲、撈屍二百四十具、埋於岡字圩。

統義塚 一在 四中區雲字圩、同治八年葉永元捐四百二十二号、田三畝六厘。

一在一保 十畝光字圩、撥永鎮庵管業二十六号、二十七号、田八畝五分五厘。一在一保十一畝始字圩、許光塘捐九十三号、九十四号、田六畝四厘。

一在一保十七畝鞠字圩、程光熊捐一畝、田十畝五分四厘。

一在一保 十畝果字圩、同善會館管業撥四十号、田二分。

一在一保十二畝人字圩、程同溶捐五号、六号、田二畝六分四厘。施華萼捐四号、田一畝九分二厘。

一在一保十三畝遜字圩、唐永耕捐九十三号、田三畝七分、瘞埋經費。咸豐五年程熙鳴共捐四中四北九南三区、田九十一畝八分、由同善會經理。

同治八年、陳宗溥等、稟具通詳兩省大憲、嚴禁阻葬索規、勒石永禁。《婁邑碑在城隍廟內》

同治八年至光緒六年、鎮南近鄉共埋枯骨六千一百八十八具。

光緒七年、鎮北近鄉共埋二百余具。

八年、鎮南近鄉共埋四百具以上、俱陳宗溥經弁。

十三年、鎮北三保各畝共埋三百具、沈椿經弁。

十四年、鎮北三保各畝共埋三百具、沈文治・沈椿經弁。

十五年、鎮北三保各畝共埋三百具、雲間胡錦曦經弁。

松江府婁縣（現、上海市松江縣）楓涇鎮の義塚は明代に土地出身の官僚顧氏の寄付があつて計十三畝三分四厘といふかなりの面積が確保された。墓地には壇垣が築かれ、石碑が立てられた。次いで、清代乾隆一七年（一七五二）に別の地に一畝四分の義塚が増した。嘉慶二年（一七九七）郷紳張身濤・陳蘭徵等は放置された死骸の埋葬を提倡し、県に火葬の禁令を申請して枯骨一六〇〇余具を収埋した。その後、嘉慶五年から一六年の間に張身濤等は枯骨一七一四具を収埋している。嘉慶

一九年（一八一四）に張修榮等が一六二具、道光元年（一八二一）王泰等が八〇七具、同三年水災があり、程応牧等が人夫を雇つて二九二具を収埋した。さらに同一年（一八三九）主簿李禎等が関帝廟の傍らに厝棺一一三具を収埋、同二九年の水災にも里人程熙雍等が義捐金千貫文を出して棺を購入している。咸豐十年（一八六〇）に太平天国軍が侵入し、居民の水に赴く者が多く、里人陳鴻基・張慶浴・程熙雍等が義捐金を集め、屍二四〇具を埋葬した。以上の場合、屍体は具で数えられているところから、いずれも棺柩が用意されていることが分かる。また、義塚に埋葬する葬儀費用等の義捐活動をした人土姓名を見ると、同地の郷紳張氏や程氏が多い。特に嘉慶年間の張身濤と道光から咸豐間の程熙雍は長期にわたり活動をしている。さらに、統義塚では同治・光緒間にも義塚の増置が続き、楓涇鎮近郊の放置された死骸が埋葬された。この間でも郷紳程氏の活動が目立つが、咸豐同治間に同善会が組織されてその善举として義塚埋葬活動が開始されたことを確認しておくべきであろう。また、同治八年（一八六九）郷紳陳宗溥等が県を通じて江蘇・浙江の總督巡撫に上申し、葬儀に際して棺柩を担ぐ人夫（脚夫等）が葬儀儀式を阻害し、陋規（わいろ）を強索することを嚴禁することを求め、その事情を石の碑文とした。以上の楓涇鎮の事例には一八世紀中葉から一九世紀にかけて、葬送・埋葬儀礼が義塚の利用を図る郷紳以下地域人士の社会的共同性によって維持されている。その際、嘉慶二年に火葬の嚴禁が県に申請されたことは注目しておこう。次に同善会等の善会、すなわち中国的慈善事業団体の義塚との関わりを見よう。

K II 嘉慶『珠里小志』卷十、義塚、附、同仁局に、

佳城封窆、貧者力艱、淺土久停、感深暴露。奉揚仁風、汎流枯骨、捐貲買地、掩骼埋骸、此亦仁人君子之善举也。志義塚。義塚、在十圖辰字圩二十五号、里人吳紹札、置共二折蕩田三十畝。

按義塚旧有三处。一為元華亭県男謝德嘉、置在澱山東。一為元同知謝伯理、置亦在澱山東、王逢有詩。一為明席端樊、置在慈門寺側。今皆廢。紹札所置、国朝雍正二年、里人陸慶馨・王士翰・張宗昊・王珠淵・夏續馥・唐彦鴻・陸翼池・鄒汝昌・孫枝蕃・沈尹斌・丁肇竜・姜怡修・姚輔功等、具呈知県張繼詠、准入公佔。六年、署知府傅椿、詳以陞抵減、准蠲免錢糧。

八年七月、咨部勒石、紹札善恐人知。凡呈詞碑記、皆以田孟文為名。

乾隆初年、里人創拳同仁局、每愿五文存貯、備施棺木經理。未善以至中止。

五十二年、里人金質修・陸容江・陳紹文・楊叔奇・梁嘉楫・楊蘊輝・朱毓奇・楊兆安・吳万湧・顧鴻業等、続行善举、各捐銀二十兩。又募勸五文一愿、共四百七十愿、存于司月、以為施棺之用、後復中輟。

嘉慶三年、里人席恒世・邵泰均・高培源・顧浩・金樹声・金曙・楊用中・王肇紀・張礼・吳応疇・楊基・王肇和・夏逢年・汪章同、先行糾会六十股、每股錢二千文、一年兩拳、五年為滿。

四年、契買張姓住房、作同仁堂公所、兼置田畝八十五畝有奇。以備清明・蠟月掩埋之用。施棺一口、仍募五文小愿、共計二伯余愿。出入總数、每月兩人司之。

松江府青浦県（現、上海市青浦県）珠里には珠街鎮と朱角鎮とがある。兩鎮を含んだ珠里の義塚は元代華亭の鄉紳謝德嘉と謝伯理が澱山湖の東に置いたのに始まり、明代席端樊が慈門寺の側に置いたが、いずれも廃止された。清、雍正二年（一七二四）里人陸慶馨等が連名で知県張繼詠に上申して義塚を設置し、同六年には免税の処置を受けた。乾隆初年に里人が同仁局を設置し、五文を一口として寄付を募り、棺木を備えようとしたが中止となった。乾隆五十二年（一七八七）里人金質修等が連名で義捐金各銀二〇兩を出し、一般からも一口五文の勸募を行い、四七〇口を集めて施棺の用に供したが、これも後に中斷した。嘉慶三年、里人席恒世等が連名で善会を提唱し、全体六〇股、一股二千文、一年二会、五年滿期として資金運用を図った。翌年四年、張姓の住居を購入して同仁堂公所を作り、田畝八五畝余を置いて義塚とした。春の清明節と臘月十二月に埋葬を行い、棺一口に五文を募り、計二〇〇口を同仁堂公所の会計に入れた。

同仁堂、同仁局とよぶ善堂、善会は、J II 道光統纂『金沢小志』卷二、墓域、義塚に、

義塚、在三十一凶北虞圩、嘉慶元年里人做邑城同仁局規例、捐資建設。并田畝呈畝、立案。

とあつて、やはり嘉慶初年に邑城、青浦県の同仁局規例に倣つて義塚を建設したとみえ、
D II 清刊『張沢志』卷三、建置志、善堂、義塚には、

同仁堂 在利涉橋西、為拏弁掩埋濟嬰接嬰惜字及義学等事業之總攬機構。道光年間設。詳見各堂局条。

作善堂 在護糧王廟東、後通称神廟。道光十八年里人周宏基・周克煦等、購民居改建、釀資掩骼。同治初周氏中落、堂事廢弛。里人陳亮重行整理、集捐田約九十畝、作經費。此堂事業、後統由同仁堂總攬。堂屋在光緒二十四年曾設巡防局在內。

濟嬰局 在利涉橋西。道光二十三年里人吳応田等、倡弁集捐田二百畝奇。咸豐八年貢生莊以臨等、購民居改建。旋燬於太平軍事。同治三年青浦拳人黃家麟、偕司事者、募建興設義學、及鄉先生祠、在內濟嬰義塾、共有田四百余畝。後統由同仁堂總攬。

惜字局 在東隱庵內西北隅。道光十八年里人吳士鈞・吳応泉等設立。後亦由同仁堂總攬。

接嬰局 在利涉橋南、下塘街南端、金宅。光緒二十六年里人金重賢、倡設集捐田約三十畝。後亦由同仁堂總攬。附、義冢。

拋華亭県志載、明代每園置有義冢。至光緒間、存者僅七処。其一在二十二図洪字圩二号、一在二十三図来字圩五十六号、

一在三図洪字圩二百四十五号、一在四図荒字圩五十五至五十八号、一在八図閭字圩四百四十九至五十一号、一在七図大冬字圩二百七十七号十八号、一在九図成字圩一百三十三至三十五号。

作善堂義冢、在八保四区二十三図荒字圩 七号、地占五分五厘。

一百八十八号、地占三畝四分五厘七毫。

一百九十四号、地占二畝三分一厘二毫。

濟嬰局嬰冢 在十保二区十六図昃字圩二百四十号、地占一畝八分二厘九毫。

とあり、同仁堂・作善堂の善堂、濟嬰局・接嬰局の育嬰堂それと惜字会を行う惜字局がいずれも一九世紀前葉の道光年間に設立され、それらの付属として作善堂義塚や濟嬰局義塚が設けられた。なお、同地の善堂とその義塚は道光以後、同治光緒年間まで発展した。

F II 民国二五年修『南匯二区旧五図郷志』卷八、壇祀、壇に、

慈雲局義塚《隸九甲老廬地二百八十号三畝五分九厘一毫、県志載六团田八畝誤》

儲省吾記略 五团義塚不一、此独以慈雲名者、何哉。原清同・光間、義民張国安承母命、憐海溺浮屍、多数被獸食。或葬魚腹、慷慨捐地、隨時收埋、永妥溺魂、故名。立有界石、並在三官堂、存棺備殯、近以沿海分設救生巡船、溺屍已不多見。惟事関耗心耗幣、断不可没其苦衷。爰記事実、以風厲鄙吝財奴。《時民国二十年辛未》

接嬰堂義塚《隸六甲》

とあり、慈雲局という善堂と接嬰堂の各義塚が清末、同治・光緒間に義民の義捐活動によって設立されたという。因みに同地は今日、上海の浦東地区と呼ばれる地域であるが、アヘン戦争南京条約により上海が開港してから、海上で遭難する者が増加し、その対策として海難救助の救生巡船の設立とともに、死者を埋葬する義塚が必要になったのである。

ⅠⅡ 光緒『盤龍鎮志』不分巻、風俗、義局に、

同善堂、義塚、在東六八図潛字圩、号内、地一畝。

仁寿堂、義塚、在六八図秋字圩、号内、地一畝。

とあり、同善堂、仁寿堂二善堂付属の義塚を挙げる。

ⅠⅡ 民国『重輯張堰志』卷二、建置志、義建に、前掲部に続き、

国朝雍正十二年、督撫藩臬道府各憲、捐設義冢、六保二区十四図章字圩十四号、田四畝一分二厘九毫

又、蘇松分巡道王澄慧、捐設義冢、七保二区三十八図、不該字圩九十四号、田三畝。

又、知県劉紹周、捐設義冢、六保一区十七、八図道字圩一百二十九号、田一畝。

同善堂義冢、

六保一区十七、八図道字圩一百三十三号、田一畝五分二厘七毫

又、二十六号、田二畝

又、九十号、田六分五厘一毫

又、一百九号、田二畝七分四毫

七保二区三十四、六図字字圩二百二十八号、田四畝三毫

又、二百三十一号、田三畝一厘七毫

又、二百八十九、二百九十一号、田六畝七分七厘七毫

濟嬰局殤冢

七保三十四、六図字字圩二百七号、二百八号、田九分七厘二毫、宣統元年置。

とあり、雍正年間に府州県等行政の設置した義塚を挙げた後で、同善堂・濟嬰局の義塚を挙げる。それは清末、一九世紀以

後のことと思われる。

ここで郷鎮設立の義塚の内、極めて広範な諸団体、諸組織によるものを示そう。上海市の西北部の法華鎮、法華郷のA II 民国『法華郷志』卷八、墟墓、附、義塚には、

北義塚二十八保五図、一在韋天廟後、六百八十六号、四分四厘三毫、免科、為翠竹庵、城隍出巡祭壇処。

一在法華寺後、六百六号。乾隆四十六年貢生李炎、嘉慶十年貢生李応増・文生・王鍾、捐地四畝六厘四毫、新単戸從善堂。

又同号李繼祖戸共田三畝四分五厘。同治元年劃捐一畝正。

南義塚在二十八保五図、法華寺前香花橋東北出李澁涇、二百八十一号、四分正、免科。

滬北仁濟堂義塚、在光緒季年購、二十八保五図、法華寺後、六百六号、唐安成戸田一畝九分三厘二毫。

二十八保十六図義塚、一在柿子灣門前、一百六十七号、二分正。

一在柿子灣東泥巷、二百四号、一分五厘。

一在竜頭浜、五百二十五号、一分六厘一毫。

一在陳家浜、五百六十号、二分正。

一在馬家巷門前胡家坟、五百九十五号、一分五厘。

一在沈陳巷門前陶家坟、七百三十三号、六分四厘六毫。

一在西上澳塘北干浜金家坟、八百五号、一分三厘。

以上七号均免科。

一在小閘東、一千三百十五号、戸楊洪吉楊聖華共田、一畝五分、未免科、為東蓬場廟、城隍出巡祭壇処。

二十八保東七図義塚、一在潘家庫西、六百五十六号、二分一厘四毫。

一在三涇廟、城隍出巡祭壇処。均免科。

王氏族塚、在二十八保東十八図。乾隆間貢生王坤培捐置、聴無嗣族人叢葬。

顧氏義塚、在二十八保東十八図、四百三十四号、一畝八分四厘五毫。同治初邑人顧茂捐置。查該地並未叢葬而界石・糧串均係顧氏義塚、鑿鑿有証。

徐氏義塚、在二十八保六図霧淋浜、第八十四八十五号、徐翠巖戸田六分一厘二毫。同治初徐景星捐置。

雪義堂義塚、在二十八保十六図、白竜潭地方、八百六十八号、楊繼昌戸田一畝九分正。民国初邑人夏秋堂籌捐購置。

香雪堂義塚、在二十八保十六図馬良浜八畝六分六厘。民国五年、鮮肉業置、並建殯房。四明公所義塚、在二十八保十六

図、和尚橋東、十一畝五分八厘六毫。民国六年置。

衆善堂義塚、在二十七保四図、濃浦、六百五十八号、夏士毓戸田三畝七分八厘四毫。同治初徐景星等、以天主堂購地中費

銀捐置、聽避難無依者葬此、串名徐匯衆善堂。

湧泉材會義塚、在二十八保東七図、觀音寺西、十三畝六分八毫。民国九年静安寺同人捐置、並建客舍。

附録 八九図張氏義塚。北十二図義塚。（注略）

法華鎮の義塚は、二十八保五図に所在する北義塚二カ所計九畝五分三厘三毫、南義塚一カ所四分（○・四畝）、滬北仁濟堂義塚一畝九分三厘二毫、それと二十八保十六図の義塚が八カ所計三畝一分三厘七毫、二十八保東七図の義塚二カ所計五分五厘八毫、以上三図、五地区、十四カ所總計十五畝五分六厘が共同墓地的義塚である。これに二十八保東十八図の王氏（面積不明）・顧氏一畝八分四厘五毫の族塚、二十八保六図の徐氏族塚六分一厘二毫、邑（上海県）人夏秋堂の雪義堂義塚一畝九分（これも族塚であろう）がある。それに鮮肉業者の香雪堂義塚八畝六分六厘、四明公所義塚十一畝五分八厘六毫が同業組合公所の義塚である。さらに先の徐氏族塚を同族墓地として寄付した徐景星は天主教徒であったか、天主堂に付設した衆善堂義塚三畝七分八厘四毫を購入して義捐している。また、仏教寺院の静安寺関係者も湧泉材會義塚十三畝六分八毫を設けている。なお、法華鎮にはその他に八九図張氏義塚と北十二図義塚（いずれも面積不明）がある。

法華鎮義塚の鎮内地域分布をみよう。民国『法華郷志』巻首、法華郷総図、同郷分図、及び同志巻一、里至村路には法華郷・法華鎮が二十八保東十八図、同十六図、同五・六図同東七図、同北十二図、同八・九図から構成されていたとあるが、先に列挙した同鎮義塚はその保図全てに分布していることが分かる。次に、義塚の性格に関連してその設置主体を区別してみると、北・南・滬北仁濟堂・二十八保十六図・二十八保東七図の十四カ所の共同墓地的義塚が十五畝五分六厘、王氏・顧

氏族塚等が一部不明であるが四畝三分五厘七毫以上、香雪堂や四明公所など同業組合墓地が二十畝二分四厘六毫と一番面積が広い。天主教や仏教関係の宗教的墓地は十七畝三分九厘二毫となる。清末・民国期の上海近郊における義塚のありかたを示すものであろう。同業組合や宗教的義塚が多く、伝統的共同墓地的義塚の割合は減少していることが分かる。

次に、同様な事例として上海郊外の宝山地区の江湾里、江湾鎮について、

Y II 民国一三年修『江湾里志』卷十、救恤志、恤亡に、

施棺及掩埋 境内凡有路斃者、向由崇善堂、施棺於冬杪、一律掩埋、旋帰郷公所主弁《毎年飭総奉行掩埋一次》。

義塚 殷号義塚、一在六図玉圩 計地一畝三分七厘九毫。

一在九図帝圩 計地一畝九分六厘三毫。

劍号義塚、一在二十八図頼圩 計地 五分 六毫。

一在三十五図霜圩 計地 二分七厘二毫。

結号義塚、一在一図白圩 計地二畝一分一厘。

一在一図中育圩 計地一畝七分二厘五毫。

一在十四図調圩 計地二畝九分八厘七毫。

両号義塚、一在二十五図号圩 計地二畝六分七厘八毫。

一在二十五図人圩 計地一畝一分八厘八毫。

闕号義塚、一在十六図南拱圩 計地 五分 四毫。

一在九三図来圩 計地一畝三分七厘四毫。

揚州八邑公所義塚、在闕三図荒圩、計地五畝。連公所殯房在內。 民国五年江都沈瑞清置。

江淮公所義塚、在闕三図荒圩、計地七畝、連公所在內。

南海會館義塚、在結一図外育圩、計地五畝、連館址在內。

長老會義塚、在結九一図字圩、計地五畝八分五厘八毫。

延緒山莊義塚、在結十四図制圩、計地十八畝五分有奇。光緒二十年浙商葉澄忠、邑令馬海曙置。

蜀商公所義塚、在結九一図洪圩、公所花園旁、計地十三畝六分二厘一毫。光緒十三年蜀商游必方・王正揚・許秉坤等置。

江寧七邑公所義塚、在關三図荒圩、計地十畝三分。寧屬紳商陳彥清等置。

湖州会馆義塚、在結一図外育圩、計地十畝有奇、連病院・殯舍等在內。宣統二年、會董謝慶麟等置。

仁濟善堂義塚、在關三図荒圩、計地十五畝。

安和義塚、在雨二十六図萬圩、計地五畝九分。光緒二十年、安和輪船、在蘆藻河瑞芝橋西、失事。知県沈捐置。

保安善堂義塚、在結六図雨圩、計地二十三畝。是塚本在結一図外育。光緒二十三年、為鐵路圈用、始遷移於此。

南海邑館善堂、在結一図外育圩、計地五畝。

山東会馆義塚、在結九一図荒圩、計地十六畝、連館址在內。

蘇長公所義塚、在關三図荒圩、計地一畝六分。

日本火葬義塚、在結一図白圩、計地十畝有奇。為日本居留民焚化屍骸之所、並灰於此俗、称日本焼人場。

江灣里では施棺及び埋葬が必要な境内路斃者に対して、先に崇善堂という善堂が有り、冬末に施棺し、一律に埋葬した。その後、郷公所の主弁となった。義塚は殷・剣・結・両・關五号に涉り、各二図ないし三図、計一六畝六分八厘六毫である。標準的面積である。けだし、江灣里、江灣鎮の義塚の一大特色はその設立並びに管理運営が実に多くの同郷出身者並びにその団体によって行われていることだろう。

揚州八邑公所義塚 江北揚州府の高郵・泰州二州、江都・甘泉・揚子・興化・宝応・東台の六県の八州県出身者が作る

公所、多分塩業等の同業者の団体の義塚である。公所に斎場たる殯房がある。民国五年に江都の沈瑞清が設置した。

江淮公所義塚 これも江北の江淮出身者の公所の義塚、公所施設に連続している。

南海会馆義塚 広東出身者の南海会馆の義塚。ただし、会馆は消滅し、址のみ。

延緒山莊義塚 光緒二〇年浙江商人葉澄忠等が建設した義塚、一八畝余と面積大。

蜀商公所義塚 光緒一三年四川省出身商人游必方・王正揚・許秉坤等が置いた。

江寧七邑義塚 南京江寧府の上元・江寧・句容・溧水・高淳・江浦・六合七県出身者の義塚、江寧紳商陳彥清等が設置。

湖州会馆義塚 宣統二年、会董謝慶麟等が設置、浙江湖州府（吳興）生糸商人が主体で、病院と斎場（殯舎）が付設。
山東会馆義塚 山東省出身者会館の義塚。ただし、会館は消滅し、址のみ。

蘇長公所義塚 蘇州府長洲県出身者の義塚。

以上に加えて、善堂その他の義塚が次の通り。

長老会義塚 アメリカ系キリスト教新教の長老会による義塚、文字通り共同墓地。

仁濟善堂義塚 面積は一五畝と大きい。

安和義塚 光緒二〇年、安和輪船が設置したが、失事により県行政の管理に移る。

保安善堂義塚 光緒二三年に鉄道敷設により当所に移転。二三畝と面積最大である。

南海邑館善堂義塚 広東出身者の善堂付設の義塚、先の会館義塚と面積同じ。

日本火葬義塚 日本居留民の共同墓地である。日本人が火葬を一般とするので日本火葬義塚であるが、日本焼人場の称

は日本人を野蠻視、もしくは批判的に視ている。

以上、江湾里、江湾鎮の義塚は清末民国時代の上海付近の特徴をよく備えている。長老会義塚や日本火葬義塚は外国勢力下の上海の情況を物語る。ただし、同郷人や同業者、善会などによる義塚も盛んに設置されて運営された。日本人の火葬を特別視していることに関連して、義塚の設置により中国人の火葬はどうであったかを検討しよう。そこで注目される施設に塔、積骨塔、積骨塔壇と呼ばれる建造物がある。

J II 清乾隆間纂、道光一一年統纂『金沢小志』巻二、墓域、附、義塚、

寧波塔、在塔匯橋北垅之東。明嘉靖十八年僧弁建。

明嘉靖一八年（一五三九）に僧弁が建てたという。僧弁は同『金沢小志』巻六方外に明・釈に「弁、字如海、浙人。彼雍於順浩寺淳実、精嚴藏經」とある。寧波塔とは浙江寧波が明代最大の港市であれば、同地出身者、特に寧波商人が当地で死亡した時に祀られる施設と思われる。あるいは火葬の骨灰を入れた可能性もある。次に積骨塔をみよう。

F II 民国二五『南匯二区旧五団郷志』巻八、壇祀、壇に、

積骨塔壇《隸七甲六竈港北岸、上則九百七十号一分五厘》

儲省吾記略 塔曷為以積骨名、名以木有本。水有源、歷久無鹿馬之誤也。按県志、清雍正十年十一・二年、大饑大疫、遍野餓殍、甚有礙難行走者。義民張承義目擊之下、深恐陰慘之氣、變為疫厲、雇工收拾、捐地穴埋、不敷上砌土磚以盛。《高七層、層五尺、間六角、角六尺》頂給葫蘆形、故名。是塔也、東揖大海洋洋、西吸長江滾滾、南仰匯角盤陀、北達川沙古嶺。鐘靈毓秀、並峙河山、恒以籌備失周、未分男女塔為憾。惟事閱善舉、足為社会垂型、亦景仰其發起苦衷、不僅耗幣也已。同治光緒間、張祥桂・傅恭弼先後修之、爰略叙事實如此。《時民國二十年辛未》

G II 民国五年修『朱涇志』卷四、名蹟志、墳墓、

積骨塔、在万安橋北。未詳創始。乾隆四十三年程邑侯名程重修。

按説文、塔為西方浮屠名。字苑、仏堂謂之塔。又墨子、秦之西有義渠國、親戚死、聚柴焚之、薰之煙上、謂登遐、然後為孝、此釈氏所祖也。今釈氏死而葬者十之六、俗家死而不葬者反有五之三。最可惡者、火化後謂之散骨、滿路遺骸、鄉愚罪大惡、極一至此乎。夫掩骼埋骸、著於月令。特仮釈氏之名、以寓仁政之実、此程侯之所以急於修葺也。既設義冢於四郊外、正本清源尤在特嚴火化之禁。

H II 光緒『楓涇小志』卷三、名蹟志、塚墓、附義塚、

積骨塔 在白牛蕩側、里人程士文建、有碑記。

積骨塔ないし積骨塔壇も義塚の項に記述されている。その名は骨を積むことに由来するが、G、『朱涇志』には西方というストーパ（塔婆）に準えたという。なお、同志は当地方では仏者僧侶が喪葬儀礼、埋葬を礼法通行に行うのに対し、一般俗家の方が埋葬を行わず、火葬を行うものさ多いという。このために義塚を設置する必要があるというが、積骨塔の存在は微妙である。

〔三〕 明清時代、江南市鎮の共同墓地・義塚の社会文化史

路上で行き斃れとなり、身寄りもなく、また、家貧にして墓地も買えず、棺柩の用意もできない者をいかに救済するか。その対策や方法は対象者が属す社会、その文化伝統等々に規定されていた。路上行き斃れや貧者の屍は、戦乱内乱の勃発や疫病の流行によって、飛躍的に増大する。死骸に対する手厚い礼法は期待できず、多数を集めて火を掛ける。火化・火葬で

ある。加えて仏教信仰がそれを是認すれば、仏教が社会的に指導的時代は火葬に対する歯止めはない。中国では南北朝時代から隋唐、宋元時代がそうした時代であつたと思われる。それでも、宋、北宋時代に火葬に対し、義塚とか漏沢園とよぶ共同墓地を供給することで解決しようとした。それは南宋にかけてやや発達したが、次の元代前後の混乱で行き詰まった。明太祖が政権を取ると、いち早く火葬の禁令と義塚設置を政策決定した。しかし、墓地の調達には土地が必要であり、また中国人が考える墓地適地は入手が難しかった。特に江南デルタの低湿地の墓地は狭隘である。かかる情況下、名も無き行き斃れや墓地無き貧者に無償で墓地を与え棺柩を給するは、誠に仁人君子の最も善政である。しかし、その実践実現のためには行政、各種職業、地域社会等々、多方面の協力と努力が必要となる。その趣意書的作文は「義塚記」と呼ぶものであつた。二、三の例を示そう。

E III 清刊『江東志』巻八、記、孫致弥「義塚記」、

嘉之為邑濱大海、而吾里高橋、俗呼為江東。蓋在春申江之左、故得是名。尤為県之辺鄙、日与陽侯為隣者也。丙子夏颶風作、海波溢飄、沒廬舍人民。余在京師聞之、時々南向灑淚、而猶不意若今瞿子逐麓所述之甚也。瞿子書來曰、是日為六月之朔、群鳥数千相向哀鳴、俄而大風陡起、兩翻盆下、至暮不止。夜半忽高浪拍天、疾飛向岸。土人從夢中驚覺、身已入水、莫措手足、随流輒死。其稍黠者、或以繩自繫屋柱、浪摧屋倒則死。率一家五六人、聯在一繩、或急而緣樹、風疾樹搖、下死。更有蛇先在樹、恐怖而手腕脫、与蛇俱墜死。又有不忍舍其箱籠、憑身随風、浮水浪衝、激亦遂死。至次日風息潮退、屍之填塞港路者、近数千人。其随潮而去者、固不知幾何也。更可憐者、民間先亡棺槨、或停室廬、或厝浅土、水盛卑浮、輕若一葉、随其所向而止焉。于是里中如陳君俞哉・印君原亭令弟文瀾、而家君以及舍弟天陶、鼓勸好義、于君茂芳・張君如蘭・張君群言等君而人各捐資斧。既粗瘞屍之腐于塗、復稍集棺之泊于野。但見累々相望、有塵垢久而縑素不弁者、有丹黝漆尚宛然者、有薄若桐形骸纔蔽者、有制称中古而班然卷然原原子可登者。顧其前和無題、莫識誰主。或曰与其聚之而不得所歸、以日暴于秋陽、曷若舉而焚之、同歸于無有乎。其老者曰不然、今之累々而人莫之昇而歸也。惟恐吾以為祖若父、而卒非吾之祖若父也。吾以為兄若弟、而卒非吾之兄若弟也。若是者誠不得不慎、而不輕昇以歸也。若予輩悼鄉閭之淹沒、痛遊魂之無依、則当推愛我祖若父之意、以愛人之祖若父、推愛吾兄若弟之意、以愛人之兄若弟、則亦莫問誰何、偕之安壤而已。而奚忍付之烟燼乎哉。同事者皆曰善。於是棺之聚者、察凡九百七十八具、財之出於衆者、

白鐵七十五兩五錢、買地於春申江之渡口、凡六畝三分五厘、而以其余酌傭者之力焉。事將既有陸君文雲者、聞風興起、募益其田一十畝、又埋棺五百二十余具、而里人張君如蘭更出財、兼集衆力、建弘刹、名曰永濟、以亘其前。又為之置田、以給守者。使時修祭祀而禁樵收焉。謂余情深、桑梓幸為記之。余誦其言、泫然流涕、曰嗟乎傷哉。夫天人之理、雖若不可信、然和氣堯祥、自古已然。今天子仁聖、湛思旺濊、蠲租之詔屢下、宜其景星慶雲出、而星有道之瑞、而吾海隅乃有此異常之災。豈亦氣數之適然乎。弥不才嘗備員史館、當吾鄉之父老子弟蕩析於寒濤疾風、下飽蛟魚、而不能一叩顙呼籲、分痛於須臾及乎。災退又不獲出、一然一粟、以自附於掩骼之仁、予茲愧矣。幸吾鄉素多長者、好行其德、不使窮魂飄泊、長悲嘯於寒烟蔓草間也。豈不仁哉。豈不仁哉。謹記其始末、以俟他年修邑乘者、採焉。

H III 『楓涇小志』卷三、名蹟志、附義塚、柯万源瘞埋疏

昔周官垂除魑之文、漢帝下收骸之詔、孰秉伯倫之曠達、一錡常隨、空囓司馬之豪奢。三年未就蠲體台、建歛如夏屋之游。漏洑園開、罷聽秋墳之唱、泝沢枯之善。有德皆婦誦瘞旅之文。當仁不讓、何況惠深、梓里誼切扮鄉。良法久昭、成規具在。新鬼豈殊乎故鬼。可憐後人宜踵乎前人、鳩工募急。楓涇鎮旧有瘞埋會。自道光元年停弁後、牀易朽、楮木多消、殘魄啣悲、燐飛五夜、遺骸抱痛、嘯聚九原、冥漠君死、或有知奈無孫子。窳窳事昔原不缺、久閱春秋、蔓草荒蕪、誰裏饅頭於城外、山邱零落、徒思華屋於生前、此行路所為酸心、而鄉居不忍袖手者也。爰糾同人、擬承曩制、過荒墟而憑弔暴露、堪傷睹故板以踟躕。窮塵空委一坏、待掩歎雨、零日炙之。餘四野重搜、免鳶攫狼、啣之害顧事經重理、多藉黃金而人有同情、忍披白骼、欲驗群生之歸土、須資衆志以成城。伏冀長者流慈宰官喜捨各尽心而輪鑪當量力以解囊。忱不封不樹之摧、免無量無刃之顧、整齊畚揭、免遭蠅蟻之餐、搜剔蓬蒿、豈効鯨鯢之築。庶幾食風炭、悉憑黃壤、以歸魂。從此附身附棺、不向白楊而屑涕佇望釀花於此日、感恩重泉定徵結草於將來福流奕葉。

Z III (2) 嘉慶『淞南志』卷四、冢墓、

義塚 邑志載、塚地九畝、在六保馨字圩。嘉靖中知崑山吳楊逢春置。有墻門一所、瓦屋五間、守者居之。并伐石樹碑、作義塚記、以紀其事。記曰、掩骼埋骸、先王之仁也。環封沢枯国之制也。是故全而歸之。夫以教孝斂形還葬、亦以引阜火葬而水瘞、斯其夸也久矣。干和作沴、干斯為烈。抑沢国苦無所之、非惟民戾。逢春來牧是邑、耳目所及、惻爾弗寧。爰求故域、未之有稽也。乃自郭以東實田九十有二畝、自郭以西實田五十四畝、又于郭之東南得田地九畝、旋坎而登土、

乃与民約良者、卜兆無告者、婦茲土。有弗率者刑之以狎越。再歲此風寢息、歲則大稔。乃作義塚記。嘉靖丙申十月朔書。

E、江東志の孫致弥「義塚記」には上海の春申江（黃浦江）の東である江東の高橋鎮地区には水害等で多くの死者が出、その名の知れぬ者数え切れない状況となる。これに棺柩を用意し、墓地を供するなど、確かに善举善事には違いないが、その実現は至難の業である。しかし、ここに棺柩九七八具が準備された。また、銀七五両五錢が義捐金として集まり、それで土地六畝三分五厘が購入されて義塚が設置された。まさに仁の行いである。なお、当該史料の年次だが、作者孫致弥は同『江東志』巻四選舉志に康熙二七年進士とあって、また右文中に丙子夏颶風作とあり、丙子は康熙三五年（一六九六）と分かる。H、楓涇小志の柯万源「瘞埋疏」は道光元年以後、一九世紀清末の作だが、当時楓涇鎮の瘞埋会は停止の状態で墓地を持たぬ貧者に墓地を給することは不可能であった。そこで放置される死骸を埋葬する互助組織を創ろうと提議する。

Z(2)、淞南志の嘉靖丙申一五年（一五三六）十月崑山知県楊逢春「義塚記」も、塚地九畝、墻垣を築き、守衛の住居瓦屋五間を有する義塚建設を述べる。「孝を教えるに形を斂め葬に還すをもつてす」である。儒教徳目は具体的内容と形式を伴う必要があった。

それでは義塚建設はどのような人々によって行われたであろうか。整理してみよう。

V III 嘉慶四年『楊行志』不分卷、義塚、

塚以義名。好善君子、葬無祀之魂魄、掩暴露之棺骸。夫捐施非邀名譽、記載以興培擴発号両義塚、五十畝・五十二畝、雍正十年、里人壽開士捐田貳畝六分六厘、顧雲翔捐田一畝六分、蘇商沈楚珍捐田貳畝。詳見県志。嘉慶二年、陳邑勸願受・安廷玉・徐謀昭・陳維珍捐擴五十畝塚田三畝。

ここにも義塚記めいた記事がある。義塚は善を好む君子が、祀るひと無き魂魄を葬し、暴露した棺骸骨を掩うのである。義塚用地の提供者は里人・蘇商とあるが、里人とは同『楊行志』選舉志や人物志によれば、すべて生員以上の身分を持つ郷紳である。

X III 光緒『月浦志』卷二、宮建志、公所、善堂、附、義塚、

雲号義塚、嘉定劉爾卓捐置五分。

崑号義塚、監生金湛捐二畝、吏員陸裕昆捐一畝。

字号義塚、在四十七図、明一畝五分、無糧。乾隆二十一年、陸聖時捐一畝。
秋号義塚、僧寄塵捐六分、監生陸鳳儀來捐一畝。

これは、吏員、監生、僧侶等が義塚用地を義捐している。

R III 嘉慶十一年修『南翔鎮志』卷十一、雜志、祠墓、義塚、

重号義塚、周家橋北、康熙間、新安戴良景置。

官号義塚、曹家浜南一所、南半里許又一所、俱雍正間、歙人羅採置。

芥号義塚、青龍橋東、乾隆間、里人程虔五置。

人号義塚、石家橋、乾隆間、里人嚴文程・鴻達置。

W III (1) 光緒『羅店鎮志』卷二營建志上、祠墓、

漏沢園、附、俗名義塚。宋崇寧間、詔天下州縣、置漏沢園、殯客死無歸者。

一 在冬号六十図、鎮東垞石橋西北。乾隆初年、里紳金集捐置五畝、沈協周捐置一畝。道光二十年、怡善堂增置一畝七分、在垞石橋西。

一 在冬号五十八図、蔣家巷南、一畝有奇、專埋丐棺。又一畝、分、係徽商之死於鎮而無可歸者。

一 在洪号五十六図、道光初年、潘靜照堂置田九分、專埋女骸、為羅店西義園。

一 在黄号二十一図、鎮西二里、其田怡善堂置買、係嘉定界。

一 在朝号四図、石橋西南、約三畝。

W III (2) 光緒『羅店鎮志』卷六、人物志中、德義、

金集、字遵谷、原籍新安。同弟尚東寓居嘉定。俱以才名著。後集遷羅店。年十七、游庠。候選通判性孝友、以父母年高、

絕意仕進。待人不設崖岸、輕財好施人。……雍正十年、潮災民廬漂沒、出貲掩埋、買東山之田、作義塚。乾隆二十年、

歲飢、發廩粟、減價平糶。活人不算。邑令劉重之、舉鄉飲大賓。卒年八十二。

南翔鎮・羅店鎮とも徽商、新安商人の義塚建設が行われている。羅店鎮里紳金集も元の原籍新安という。同鎮には新安商人専用の義塚もあった。因みに同鎮にはその他、女性専門の義塚も設けられていた。

同郷・同業の会館・公所が建設して管理運営する義塚、仏教寺院からキリスト教関係団体の義塚、はては日本人の義塚までの各種の在り方はすでに前節にみた通りである。

小 結

本稿は中国の義塚を共同墓地とみた。ただし、その「共同」の内容には中国文化伝統が色濃く纏居着いている。それは義塚の「義」にしても同様である。が、だからといって文化伝統が孔孟以来の数千年不変のそれという訳にはいかない。考察は終了していないが、以上によっても義塚の設置目的が火葬を阻止し、中国葬送儀礼の儒式化・国粹化を図ったことは了解されよう。以下、義塚建設運営に助力した人々の構成を示して結びに替える。

E 清刊『江東志』卷四、義塚、

義塚捐輸姓氏 補遺 康熙三十五年

于茂芳 助錢十八千 張如蘭 助錢十千

張率言同姪 助銀四兩又錢四千《注、又冥衣二百四十件 散楮二囊》

金際飛 五千 蔡君信 四千 萬漢章 三千 姚祥之 銀二兩

金文凱 二千 孫季婦 二千 楊茂林 一千 孫子真 一千

李天如 一千 楊錫公 一千 印公亮 一千 黃景遠 一千

徐君陞 一千 許木行 一千 朱悅如 一千 黃希三 銀五錢

孫又陸 一千《注、又助城隍列壇香炉橙軸等項》

陸孟玉 助錠三百毬・白楮二百張・八蒲包

顧君華 助田二畝《移廟時付 佃七兩》 陳哲卿 助田二畝《田佃四千》

瞿友濤 薦修跋口錢七兩、又劃義塚田佃四兩

買田 五畝三分五厘《坐落八都三十七畝西陶字圩》

又田 六畝《本都民陸時高助募吳闔善信俞肅日等置買》

理棺共計九百七十八具《其瞿濤陳俞等、在本地撈挾諸棺不在內》

雍正十年潮災、收埋屍棺 凌瞿庠 顧鈴 戴弘基 黃天申 黃宏声 黃崙發 張魯

《存心堂經始由》

蓋人之所不言而同然者、其從善之心乎。然從善于向所未有而特為創始也難。從善于狹小之區而欲廣大、其規模以重之久遠也更難。畏其難則事無可舉、勉其難則功無不成。況事莫慘於浮屍路斃、功莫大於掩骼埋。吾鄉高橋八都、東瀕海、西臨江、北為江海之所會。三面皆環水焉。惟南則直達上海・川沙、為往來之要道。此浮屍路斃之不能不有也。然宝邑浦西各鎮、俱設善堂、而高橋獨未之有者、誠以創始也難其事耳。今日擊斃屍、間遇暑天、待至報驗收斂、甚有腐爛、不堪就木者、實為可憫。爰集同志、捐設善堂、議以二十千為一股、其力厚者儘可累而倍之、而力薄者亦得踴躍從事焉。俟捐有成數、即行具詳勒石、以重永久。規模倣照浦西各堂。無傷者由堂驗斂、有傷者由堂報驗。有經費亦由堂開銷、則死者既免暴露之悲、地主亦無滋擾之累。可謂生死均沾矣。至于施棺一節、向特出于一人一家之願、不無斷統、今後可不缺于給矣。若夫掩埋諸事雖地方褊狹、未能廣為收羅。然欲定地界之広狹、置塚地之大小。總以生息之多寡、為斷思圖始之艱難、幾等為山于平地、念惻隱之同具、自可集腋以成裘。爰陳大略、敢布同人。惟異各發善心、共襄美舉。斯地方之戴德靡涯、而枯朽之沾仁、更無既矣。時道光十三年歲次癸巳孟夏穀旦。

樂輸姓氏《黃雲竜捐田一畝六分、各圖散捐及統捐未忘》

凌子香	五股	黃旭亭	五股	孫永清	六股	胡耀煥	曾	五股
陸次雲	五股	黃鳳堂	三股	黃彙征	三股	戴文彬	二股	
袁在明	股半	鍾士榮	一股	馬樹德	八股	沈逢春	二股	
沈簪纓	一股	周鳳方	一股	鍾亮工	底箕尚瑜	股半	徐像安	景春 一股
黃万祥	一股	楊牛耕	一股	汪霽帆	一股	凌守思	一股	
徐国方	一股	鍾德勳	一股	周源興	一股	凌泰徵	一股	
陸惟善	一股	徐復泰	半股	沈達卿	一股	王順興	半股	
馬君茂	半股	李京華	半股	劉合泰	姚協春	半股	源泰号	一股

顧順天 半股 程利和 一股 毛広盛 股半 凌信昌黃恒盛 一股

陳景華 一股 李錫川 半股

乾隆十二年撈埋捐貲姓氏 補

顧問修・鏞 捐銀四十兩 又田一畝三分、坐落盈字三十七図六号内

陸景虞・汝恭 四十兩

凌兼六・廉 三十兩

沈宗彝・曰瑚 銀二十四兩

孫鄭良・棟 合捐田二畝三厘

蔡殿南・元桂 二十兩

蔡咸盛・元坤 二十兩

張思曾・魯

張方堯・勲 合捐銀十兩方堯又捐田一畝一分五厘五毛坐落盈字三十七図二十号

黃廷宰・国州 十兩

吳受之・祺 捐田一畝一厘

張在依・士林

張大密・申如 合捐五兩

戴其章・文煥 五兩

瞿俊生・士傑 三兩

共捐銀二百二十二兩田五畝四分五厘八毛

勸捐任事諸人

凌聖章・熙 黃景蓮・起 張承謨・士烈 唐德徵・潤 孫介繁・烈

印式如・旺 凌司成・壤

K 嘉慶『珠里小志』卷十、義塚、附、同仁堂、

共埋浮屍十四口 撈挾流棺一千二百四十三具、內二百二十五具各姓自理不給工力
同仁堂、計十二間、坐落五十保三区十一圖、日字、二十号、地基一畝九分、契單呈稟。蓋印每歲在堂、施医施藥及存貯棺木。

規條

- 一、收埋、清（明）・蠟（月）兩節一月前、將暴露棺、標寫局收二字、如有不顧者、聽其、自遷葬一月後、始行擡載。
- 一、凡棺柩有路遠隱僻搜尋未到之處、准親屬到堂報明或地保通知。本堂撥夫遷載安葬、土作工人、本堂給付工食、並不收受錢文。儻有土作等、向棺屬索取者、送官究治。一、凡棺柩有姓氏者、編号填冊、棺用一磚、鑿所編之号於上。即無姓氏者、用磚二塊、鑿号。一存原停之所、一存葬棺之上、以便棺屬祭掃或日後遷葬。
- 一、每棺用礦灰三十斤沙三斗。
- 一、棺木朽壞、置骨箱收貯。埋葬每箱、計錢三百二十文。
- 一、田姓所捐義塚、地畝下、屢經挑土培高、大水又虞浸溺。公擬尋高腴之地、至男女嬰孩、分別安葬、並無混入。
- 一、施舍棺木、亦編字号。司月処憑在相識之人、領票填明姓名・年月・住居、到堂發給。一、每歲掩埋土作等、每口給錢五分、擡柩工人、及舟人、逐日計工給錢。
- 一、同仁堂、看堂一人、每年給工食錢十二兩。
- 一、本堂房屋、閤鎮公捐所置、現已呈稟、通詳報部。自後在堂司事、隨時修理。到任官長、不得借為公館、即流寓亦不可。徇情隣近之人、更不得私相賃住。如不遵奉条令察出後借者、許者公同議罰。

〔註〕

(1) 西嶋定生『中國經濟史研究』東京大學出版會、一九六六年。

(2) Mark Elvin: Market Towns and Waterways: The County of Shang-hai from 1480~1910; Ed by W.G-Skinner: The City in Late Imperial China, Stanford U. P. 1977.

- (3) 日本天台宗などで法華懺法、観音懺と呼ぶものに類するか。
- (4) De Groot: *The Religions System of China* Vd III. Book I 'Disposal of The Dead. Part III (1892-1910) 牧尾良海訳『中国の風水思想』第一書房、一九八六。
- (5) 中村治兵衛「清代都市のかごき人夫の闘争―喪葬礼と扛夫・吹手をめぐって」『中央大学・アジア史研究』一号、一九七七。上田信「明末清初、江南の都市の『無頼』をめぐる社会関係―打行と脚夫」『史学雑誌』九〇編一一号、一九八一年。
- (6) 森正夫編『江南デルタ市鎮の研究』名古屋大学出版会、一九九二年、参照。